

定期監査結果報告書

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、みよし市監査基準に準拠して定期監査を次のとおり実施しました。

第1 監査を実施した監査委員

金 子 晃
水 谷 正 邦

第2 監査の種類

定期監査

第3 監査の概要

1 監査の対象

部局等	課等（※）
経営企画部	企画政策課（デジタル化推進室及びゼロカーボン推進室含む）、秘書広報課、財政課（施設マネジメント推進室含む）
総務部	総務課、人事課、防災安全課、協働推進課
福祉部	福祉課、長寿介護課、保険健康課
こども未来部	こども政策課、保育課、こども相談課
市民経済部	産業振興課、産業振興課分室、生活環境課、市民課（市民情報サービスセンター含む）、税務課、納税課
都市建設部	道路河川課、下水道課、都市計画課、公園緑地課
会計管理者	会計課
市民病院事務局	管理課
議会事務局	議事課
教育委員会教育部	学校教育課、学校給食センター、スポーツ課、生涯学習推進課、歴史民俗資料館
監査委員事務局	

※ 監査の実施単位毎に記載

2 監査の範囲

令和6（2024）年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理その他本市の事務の執行が適正に行われているかについて、合規性（法令、条例、規則等に違反していないか）、正確性、経済性、効率性又は有効性の観点から、正確で、最少の経費で最大

の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼としました。

4 監査の主な実施内容

次の項目を主として、関係書類の調査、関係職員からの説明、聴き取り等の方法により監査を実施しました。

前年度の定期監査において、契約事務（委託業務及び工事）について指摘事項及び多数の不備が見受けられたこと又は事故等に関係するおそれがあると意見したことから重点監査項目とし、改善の状況を確認しました。

また、職員の長時間の時間外勤務が慢性化していないか、業務量に見合った職員数となっているか、職員の配置は適切になされているかについても確認しました。

(1) 部局等

ア 収入事務

イ 支出事務

ウ 人事管理事務

職員の時間外勤務と休暇取得状況について

エ 契約事務（委託業務及び工事）

オ 補助金交付事務

カ 財産管理事務

キ 公共施設指定管理事務

5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査委員室

(2) 日程

令和6（2024）年11月5日から令和7（2025）年1月27日まで

第4 監査の結果

監査した結果、概ね適正であると認められました。

第5 監査意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、次のとおり意見を付します。

1 事務の不備内容

職員による事務の不備については、改善の傾向が見えているものの、昨年度と同様に仕様書及び法令に定める書類が提出されていない又は書類に不備があるにもかかわらず受領している状態が散見されました。監督員は、仕様書及び法令に基づく書類の確認を徹底し、管理職又は監督職は決裁の際に誤りの早期発見やリスク低減を図るなど、各自の留意により誤りを防ぐことができるものです。決定日等の記入もれ、記入誤りなど十分に認識した上で、書類の受理及び確認を行い、不備のない

よう、書類の整備に一層努められるよう求めます。併せて組織によるチェック体制を整え、職員の意識の徹底と財務、会計及び契約事務の知識の向上を図られることを求めます。

2 時間外勤務と休暇取得状況

休暇の取得状況については、全体的として効率的に取得できている状況でした。

令和5（2023）年度及び令和6（2024）年度の勤務実績簿の確認及び所属長に聴き取りを行ったところ、事業やイベントの開催、災害対応などにより時期的に時間外勤務が多く発生している課がありました。

また、時間外が慢性化している課や休職等による人員配置の不足から少人数で対応せざるを得ないため時間外が多く発生する課もありました。今後、経済性、効率性の観点から、事業に合わせた必要な人事配置と事務事業の見直しなど時間外勤務の縮減に向け取り組んでいただくことを望みます。

定期監査（保育園・小中学校）結果報告書

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、みよし市監査基準に準拠して定期監査を次のとおり実施しました。

第1 監査を実施した監査委員

金 子 晃
水 谷 正 邦

第2 監査の種類

定期監査

第3 監査の概要

1 監査の対象

所管課	対象（※）
こども未来部 保育課	すみれ保育園、明知保育園
教育部 学校教育課	北部小学校、三好丘小学校、三好中学校

※ 保育園2園、小中学校3校を順に選定し実施

2 監査の範囲

令和6（2024）年度における財務に関する事務の執行並びに施設の維持管理及び安全管理

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかに加えて、施設の維持管理及び安全管理が適切に行われているかを着眼点としました。

4 監査の主な実施内容

着眼点に基づき、帳簿、現物及び施設等の確認を行うとともに、関係職員へ聴き取りを行いました。

(1) 保育園

- ア 情報管理機器等に関する取扱は、適正に管理されているか。
- イ 施設及び設備の管理は、適正に行われているか。
- ウ 賄い材料、おやつ等の検収が、適切に行われているか。
- エ 物品（備品・消耗品）の管理は、適正に行われているか。
- オ AEDの管理は、適正に行われているか。
- カ 医薬品は、適正に管理されているか。
- キ 保育士の旅行命令は、例規に基づいて処理されているか。
- ク 保育士の出退及び時間外勤務等の事務が、例規に基づいて処理されているか。

(2) 小中学校

- ア 学校給食費会計事務は、適正に処理されているか。
- イ 学校給食費未収金は、適正に管理されているか。
- ウ 切手、はがき等の現金に準ずるものは、適正に管理されているか。
- エ 情報管理機器等に関する取扱は、適正に管理されているか。
- オ 施設及び設備の管理は、適正に行われているか。
- カ 物品（備品・消耗品）の管理は、適正に行われているか。
- キ A E Dの管理は、適正に行われているか。
- ク 学校理科教材薬品及び保健室医薬品は、適正に管理されているか。
- ケ 業務員の旅行命令は、例規に基づいて処理されているか。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

対象の保育園及び小中学校

(2) 日程

令和6（2024）年11月5日から11月20日まで

第4 監査の結果

今回の定期監査では指摘事項は見受けられませんでした。

しかしながら、令和5（2024）年度の定期監査において意見を付したもので、改善がされていないものがありました。指導事項（注意改善を必要とする事項）については、速やかに所要の措置を検討、実施し、改善に取り組むよう求めます。監査対象の保育園・小中学校にとどまることなく監査報告書を確認、共有し、適切な事務の執行に努められるよう求めます。

全体として、概ね適正であると認められました。

1 指摘事項

なし

2 指導事項（注意改善を必要とする事項）

監査項目	監査結果	対象
学校情報持出簿について 【令和5年度監査意見】	小中学校において、職員が情報機器等を校外へ持ち出す場合は、「みよし市教育委員会情報セキュリティ対策実施手順」に基づき、事前に学校情報持出簿に記録し、校長が持出及び返却を確認するなど当該手続きは適切に処理されていました。しかし、校長自身の持出については、校長が確認印を押印していたため、教頭など別の者が確認するよう「みよし市セキュリティ対策実施	北部小 三好中

	手順」に追記するなど検討を求めます。	
備品廃棄台帳について	学校は備品台帳、備品廃棄台帳、消耗品台帳、寄附台帳をデータで管理しています。備品廃棄台帳には廃棄された備品は記載されていますが、廃棄年月日が記入されていなかったため、いつ廃棄したかわかりませんでした。備品廃棄台帳には廃棄日を明記しておくよう求めます。	北部小 三好丘小 三好中

第5 監査意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、次のとおり意見を付します。

小中学校では各学校で切手を購入し、切手管理簿を備え保管しています。現物の一部を切手管理簿と照合したところ保管切手残数は管理簿に記載されている残数と相違ありませんでした。しかしながら、切手の使用頻度は低く、多くの切手が保管されている状況でした。切手は現金に準ずるものであり、無駄なく使用し、使用頻度の低い切手があれば見直し、必要最低限に保管するなど最少の経費で最大の効果を挙げるよう適切な事務改善を求めます。

また、給食費等の預り現金の取扱いについても、紛失や誤りなどの事故を防ぐため、「学校管理基準及び事務手続き」に基づき引き続き適正な管理を求めます。

定期監査（工事監査）結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、みよし市監査基準に準拠して定期監査を次のとおり実施しました。

第1 監査を実施した監査委員

金 子 晃
水 谷 正 邦

第2 監査の種類

定期監査（工事監査）

第3 監査の概要

1 監査の対象

- (1) 都市建設部 都市計画課
明知住宅大規模改修（1期）建築工事（週休2日）
- (2) 同 公園緑地課
三好公園整備工事（週休2日）

2 監査の範囲

令和6（2024）年度における工事の計画、設計、積算、契約事務の執行及び施工状況

3 監査の着眼点

対象の工事に関する事務の執行が法令に基づき適正に行われているか、現場での品質及び安全管理は適切に行われているかを主眼として、主に合规性・有効性の観点から監査を実施しました。

4 監査の主な実施内容

工事の技術的事項の調査を専門機関（公益社団法人大阪技術振興協会）に委託して実施しました。委託先の技術士により、工事監査調書及び関係書類の確認並びに工事現場の現地確認を行いました。

5 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所
401会議室及び各工事現場
- (2) 日程
令和6（2024）年12月23日

第4 監査の結果

事務の執行は概ね適正であり、施工状況についても設計図書等に基づいて実施されていると認められました。

別添「みよし市令和6年度工事技術調査結果報告書」の内容を確認、検討し、今後とも工事の設計及び施工にあたって技術の向上を図り、経済性及び安全性にも配慮し適正な施工管理に努められるよう求めます。

みよし市

令和6年度

工事技術調査結果報告書

令和7年1月31日（金）

公益社団法人 大阪技術振興協会

技術士（建設部門・総合技術監理部門）松谷 孝広

調査実施日：令和6年12月23日（月）

場 所：みよし市役所4階401会議室及び工事現場

監査執行者：みよし市代表監査委員	（識見）	金 子 晃
みよし市監査委員	（議選）	水 谷 正 邦

監査立会者：監査委員事務局	事務局長	深 津 栄 子
〃	副 主 幹	中 島 真 美
〃	主任主査	鈴 木 優 子

調査対象工事

- 【1】明知住宅大規模改修（1期）建築工事（週休2日）
- 【2】三好公園整備工事（週休2日）

文書中の

_____部分は、留意事項

.....部分は、今後に向けての提案及び要望

【1】明知住宅大規模改修（1期）建築工事（週休2日）

1 工事内容説明者

(1) 調査出席者

都市建設部	都市計画課	課長	原田 恭光
〃	〃	副主幹	岡本 祐嗣（総括監督員）
〃	〃	技師	小澤 佑介
〃	〃	技師	御喜田 早帆（専任監督員）
総務部	総務課	主幹	木戸 桂子
〃	〃	主査	柴田 浩
〃	〃	技師	畔柳 真帆

(2) 工事受注者

株式会社前田工務店 三好支店
現場代理人（監理技術者） 野々山 紋 三

2 工事場所 みよし市明知町 地内

3 工事概要

明知住宅は平成元年、2年の建設以後35年が経過し、施設が老朽化してきている。また、エレベーターがなく高齢者等の上下階移動が困難である。

高齢者及び障がい者を含めた全ての入居者の安心・安全に生活できる住環境の整備のため、大規模な改修工事及びエレベーターの新設、通路及び居室のバリアフリー化を行い、施設の長寿命化並びに居住性の向上を図る。

(1) 工事内容

既設共同住宅

- ・壁式鉄筋コンクリート造4階建て
延床面積2,308.16㎡ 改修
- ・共用廊下棟 鉄骨造4階建て
延床面積 432.89㎡ 増築
- ・エレベーター棟 鉄骨造4階建て
延床面積 29.06㎡ 増築

(2) 工事受注者

株式会社前田工務店 三好支店 【第1回目で落札】
「事後審査型一般競争入札（1者参加）、予定価格事後公表、電子入札」

(3) 設計・施工監理

設 計：株式会社浦野設計

施工監理：株式会社浦野設計

(4) 事業費

設計金額（税込）635,281,900 円

請負金額（税込）629,970,000 円（うち消費税及び地方消費税 57,270,000 円）

落札率 99.16%

(5) 工事期間

令和 6 年 7 月 5 日から令和 9 年 6 月 30 日まで

(6) 進捗状況（令和 6 年 11 月末日現在）

計画出来高 13.5% 実施出来高 14.0%

【計画より 0.5%早い】

(7) 工事監督員

当該工事受注者に書面で通知し適正であった。（建設業法第 19 条の 2 第 2 項）

本工事に任命されている監督員は 2 名体制で、総括・主任の権限分担も監督員要領に記載されており、適正であった。

都市建設部 都市計画課 総括監督員

岡 本 祐 嗣

専任監督員

御喜田 早 帆

4 調査所見

4-1 書類関係

- (1) 地方自治法金銭的保証制度（地方自治法第 234 条の 2 関係）として、履行保証制度^{※1}の活用が図られている。なお、契約保証金については、「みよし市工事請負契約約款」のとおりであり適正に施行されていた。

ア 契約保証

62,997,000 円

【東日本建設業保証株式会社 請負金額の 10%以上】

※1 履行保証制度は、「金銭的な保証」と「役務的な保証」に分けることができます。「金銭的な保証」は、受注者の債務不履行に伴い、発注者の経済的損失を金銭的に填補するものです。契約保証金の納付のほか、国債等の有価証券の提供または保証事業会社や金融機関の保証、履行保証保険、履行ボンドなどが認められています。

イ 前払金保証について、工事請負契約約款のとおりであり適正に施行されていた。

令和6年度分 50,820,000 円

【東日本建設業保証株式会社 契約金額の40%以内】

(2) 入札状況について

1 者参加の事後審査型一般競争入札、予定価格事後公表、電子入札であり、適正に執行されていた。

「みよし市一般競争入札に関する事務取扱要領」、「みよし市工事等電子入札実施要領」に基づき適正に執行されていた。

【建築一式工事】

- ・ 公告日 令和6年4月 4日
- ・ 参加申請期間 令和6年4月 4日～令和6年4月25日
- ・ 入札書受付 令和6年4月30日～令和6年5月 1日
- ・ 開札日 令和6年5月 2日

ア 見積期間：令和6年4月5日（公告翌日）～令和6年5月1日であった。

建設業法第20条第4項、建設業法施行令第6条第1項第3号に規定された予定価格5,000万円以上の必要な見積期間（15日間）が確保されていた。

（公告翌日～応札期間27日）適正であった。

イ 本工事は、地方自治法第96条第1項第5号及びみよし市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決（令和6年6月議決）を経て、適正に本契約を締結していた。

(3) 契約関係書類

工事請負契約書は、「みよし市工事請負契約約款（建築工事用）」（令和5年4月1日改正）に基づき適正に作成されていた。

(4) 現場代理人・監理技術者通知書及び工事下請負届等

現場代理人・主任技術者及び関係書類は適正に作成され、整備されていた。

工事下請負届は、施工体系図を作成添付し、建設業許可の写しとともに整理され、見やすくファイリングされており適正であった。

(5) 建設業退職金共済制度の共済証紙など書類

建設業退職金共済制度^{※2}への加入がなされており、「掛金収納書」を確認した。

※2 建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）は、**建設現場で働く労働者の福祉の増進と雇用の安定を図り、もって建設業の振興に寄与することを目的として「中小企業退職金共済法」に基づき創設された退職金制度である。**

建設業の事業主が勤労者退職金共済機構と退職金共済契約を結んで共済契約者となり、被共済者である建設現場で働く労働者の共済手帳に働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を貼り、当該労働者が建設業界で働くことをやめたときに、**機構が直接労働者に退職金を支払うという業界退職金制度**となっている。

上記の目的を達成するためには、建設業を営む多くの事業主が本制度に加入するとともに、本制度の被共済者である労働者に共済手帳が確実に交付され、共済証紙が適切に貼付されることが必要である。

なお、県等では、入札参加に当たって必要とされる経営事項審査において、建退共制度への加入の有無を加点評価するとともに、発注工事の設計金額の積算にあたって、共済証紙の費用を現場管理費に含めるなどの措置を講じ、本制度の促進を図っている。

(6) 工事保険契約

労働災害保険、賠償責任保険等に受注者が加入しているとのことである。

工事請負契約約款第 57 条（火災保険等）より、その他保険に付した場合は、監督員に「提示」、「通知」と記載している。

付した保険証券等の控えを提出させる方が、リスク管理として望ましく確認をお願いする。

付与保険を確認したが、有期 1 年契約であるため工期内更新を確認すること。

労災保険契約は、有期事業（本工事にて契約）であるため労働基準監督署への提出書類をまとめ整理しておくこと。

【参考】愛知県建設局 土木工事現場必携（P. 6-88）

～令和4年4月1日作成～

【Q:4-8】 法定外の労災保険の加入について

どのような保険に加入すればよいのか。

【A】

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第35号）において、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下、「法定外の労災保険」という。）の保険料を予定価格へ反映することが、発注者等の責務として位置づけられ、現場管理費の改定が行われた。

「法定外の労災保険」とは、工事作業員の身体障害を填補することを目的としており、法定外労災補償（建設共済等）、労働災害総合保険、傷害保険などの種類がある。

*引用:公共工事標準請負契約約款の解説

4－2 設計・積算に関する書類

【設計方針】

基本設計の段階で

①住民全員に仮移転をしてもらい一度に工事を行う方法

②工区分けして段階的に工事を行う方法 についてコスト比較検討した。

工区分けしたほうが約1,500万円の削減ができることがわかったため、共用廊下の増築及び住戸の内装改修を段階的に実施することとした。

(1) 設計に関する書類

詳細設計は、株式会社浦野設計にて実施されていた。

設計会社の設計技術者などの関係書類は、適正に整備されていた。

また、設計図書は、「イ：設計参考図書」を基準として作成させていた。

ア 特記仕様書

特記仕様書は、施工条件明示も含め適正に作成されていた。

イ 設計参考図書

【建築実施設計に使用した基準、指針】

No	図書の名称	著者	発行年月日
1	公共建築工事標準仕様書（建築工事編）	（一社）公共建築協会	令和4年
2	公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）	（一財）建築保全センター	令和4年
3	建築工事監理指針（上巻）	（一社）公共建築協会	令和4年
4	建築工事監理指針（下巻）	（一社）公共建築協会	令和4年
5	建築改修工事監理指針（上巻）	（一財）建築保全センター	令和4年
6	建築改修工事監理指針（下巻）	（一財）建築保全センター	令和4年

(2) 積算に関する書類

ア 値入について

国土交通省監修（（一財）建築コスト管理システム研究所）の「公共建築工事積算基準」及び市販の「建設物価」、「建築コスト情報」、「積算資料」及び「建築施工単価」を使用し、「株式会社浦野設計」にて積算していた。また、「物価資料によらない場合」の原則として見積り業者数3者以上の徴取がなされていた。見積比較を経て、本工事の採用単価として積算されていた。

イ 積算参考資料

【建築積算参考図書】

No	図書の名称	著者	発行年月日
1	公共建築工事積算基準	（一財）建築コスト管理システム研究所	令和4年10月
2	建築数量積算基準・同解説	（一財）建築コスト管理システム研究所	令和5年6月
3	公共建築工事積算単価表	愛知県建設局	令和5年4月
4	建設物価	（一財）建設物価調査会	令和5年10月
5	建築コスト情報	（一財）建設物価調査会	令和5年10月
6	積算資料	（一財）経済調査会	令和5年10月
	施工単価	（一財）経済調査会	令和5年10月
	建築工事 設計・積算参考資料	愛知県建設局	令和6年3月

【単価・歩掛の無い場合の取扱】

愛知県建設部の建築工事 設計・積算参考資料により、3者以上の見積りを徴取し、最低値を採用している

【数量算出・設計書の照査方法】

当該工事の設計調査業務の際に、設計コンサル事務所による照査を行っている。

また、併せて、工事の発注の為の設計書作成の際、みよし市職員（設計者及び検算者）による照査を行う。

(3) 設計内訳書

提出された「設計内訳書」をチェックしたところ、内容に不備なく整備され、適正であった。

4-3 施工に関する書類

(1) 関係諸官庁への届出

特定建設作業の実施届出書等の提出をはじめ、必要な諸手続きは、的確に実施され、関連書類は適正に整備、保管されていた。

消防への届出書等を整理させること。

(2) 施工体系図及び施工体制台帳

施工体系図は適正に提出させ、整備、保管されていた。

施工体制台帳は、全建統一様式に基づき適切に作成させていた。

協力会社：㈱三共中京センターの従事者内「一人親方労災加入」を再確認して頂きたい。一人親方との契約も施工体制台帳を作成すること。

【参考】

- 施工体制台帳の記載内容と添付書類 (建設業法施行規則第14条の2)
- 公共工事では、作成した施工体制台帳の写しを発注者へ提出しなければならない。
(公共工事の入札契約適正化法第15条第2項)
- 公共工事においては、H27.4.1以降契約を行った工事で、工事を施工するために下請契約を行った場合には、施工体制台帳を作成しなければならない。
(公共工事の入札契約適正化法第15条第2項)
- 工事中は、工事現場に備え置くことが義務づけられている。
- 帳簿の添付書類として、工事完了後は5年間（発注者と締結した住宅を新築する建設工事に係るものにあつては10年間）保存することが義務づけられている。
(建設業法第40条の3、建設業法施行規則第26条第2項ハ、同施行規則第28条)

(3) 工事カルテ

工事カルテの作成と（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）のCORINS（工事実績情報システム）登録が行われていた。

関連書類は適正に整備、保管されていた。

(4) 工程管理

施工計画に実施工程表が作成、整備されており適正であった。

(5) 履行報告書

月ごとの進捗出来高を工事履行報告書で提出させていた。

計画出来高と実施出来高は、工程表で色分けし適切に進捗出来高数値を把握していた。

(6) 施工計画書

施工計画書は、仕様書に基づき作成させ、提出させていた。
工種毎に提出させており、適正であった。

(7) 工事材料関係の書類

工事用材料使用承諾願などは工事受注者から、工事監理者から監督員に提出させ、適正に整備、保管されていた。また、材料の品質を証明する使用材料調書も請負者から監督員に提出させ、整備、保管されており適正であった。

鉄筋、材料納入書（納入数量、ミルシート等）整理しておくこと。

4-4 建設廃棄物処理に関する書類

(1) 廃棄物処理計画書の整備、収集運搬業者及び処理業者との契約など適正に実施されていた。

(2) 産業廃棄物管理票（マニフェスト票）は、確認しなかったが「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」などに遵守した再生資源実施計画書が提出されていた。

竣工書類検査段階で、設計書、マニフェストの最終確認を行い、運搬状況写真、処分地写真を確認するとのことである。

（産業廃棄物、土捨の処理関連の管理）

No	項 目	産 業 廃 棄 物		土 捨	
1	産業廃棄物種類	汚泥	Co, As殻		
2	委託契約書(有/無)	☒	☒		
3	処分業許可証(有/無)	☒	☒		
4	収集・運搬業許可証(有/無)	☒	☒		
5	処分地・運搬経路図(有/無)	☒	☒		
6	マニフェスト管理(有/無)	☒	☒		

(3) 受注者は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第5条第2項」に該当するため、「建設副産物情報交換システム-COBRI S-」等を利用し、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、提出させていた。

「建設副産物情報交換システム-COBRI S-」登録証を提出させて頂きたい。

- ・再生資源利用計画書—建設資材搬入工事用—

建設副産物情報交換システム【工事ID番号 12402034】を確認した。

◇建設廃棄物処理委託契約書：契約控えを確認した。

4－5 安全管理に関する書類

- (1) 安全管理のための組織図、緊急時連絡体制図など整備されていた。
- (2) K Y活動、新規入場者教育、安全パトロール記録、作業員保有資格一覧表等の日常安全管理書類は、適切に整理管理がなされていた。
- (3) 体系図→K Y→新規入場者教育の一連書類を再確認すること。

(工事管理記録、安全管理標識掲示：実施中項目に□印)

工事管理記録	安全管理の会議・現場での標識掲示
日報・週報・ ☐ 月報 品質管理・出来型管理・納品管理 グリーン購入法適合製品の購入 ☐ 打合せ簿・指示書・ ☐ 実施工程管理表 ☐ 工事写真帳	朝礼・ ☐ 安全会議記録 ☐ 安全パトロール記録 ☐ 新規入場者教育ノート ☐ 建設業許可票・ ☐ 労災保険成立票 ☐ 施工体制体系図・ ☐ 緊急連絡体制図 ☐ 建設業退職金共済制度適用事業主現場標識

4－6 現場施工状況調査における所見

- (1) 施工状況について
品質管理状況は、書面、現場から判断して特に問題は認められなかった。
- (2) 現場確認審査をしたが、環境配慮、出来形、出来映えは良好であった。

5 技術調査全般

工事を通じて、各種届出書や施工計画など、工事着手からの書類は整備されていた。現場の施工管理状態は良好であった。

サンプリング監査のため、細部まで確認することができなかったが、工事の監督員管理は適正であった。

現場の資機材は、整理、整頓され管理が行き届いていた。

本工事は、住宅大規模改修工事であり、居住者の立ち入りが容易である。

現場内の資材等の放置なきよう十分配慮して頂きたい。

特に、居住者が見学で立ち入ることもある。災害なきよう、より徹底した安全管理について重点指導をお願いします。

以上

【2】三好公園整備工事（週休2日）

1 工事内容説明者

(1) 調査出席者

都市建設部	都市整備専門監兼公園緑地課長	石川重之	
〃	公園緑地課 副主幹	枅川幸詩	（総括監督員）
〃	〃 技師	泉太基	（専任監督員）
総務部	総務課 主幹	木戸桂子	
〃	〃 主査	柴田浩	
〃	〃 技師	畔柳真帆	

(2) 工事受注者

半澤建設株式会社

現場代理人（主任技術者） 松本直樹

2 工事場所 みよし市三好町 地内

3 工事概要

三好公園は、みよし市のほぼ中央に位置し、市街化区域に隣接する総合公園である。本公園は、体育館をはじめ各運動施設が整備され、市民のスポーツの場又、憩いの場として広く利用されている。また、三好池を周遊する園路は、日常、ウォーキングやジョギングの利用が多く、安心、安全に楽しみながら休憩できる空間が必要となってきた。

今回整備を行なうことにより、広場の活用、水辺の眺望や憩いの空間を演出することで公園の魅力を高め、利用の増進をめざす。

(1) 工事内容

敷地造成工

（掘削 $V=166.5\text{m}^3$ 、床掘 $V=307.4\text{m}^3$ 、埋戻 $V=362.0\text{m}^3$ ）

構造物撤去工

（L型側溝撤去 $L=121.8\text{m}$ 、アスファルト舗装撤去 $A=942.9\text{m}^2$ ）

植栽工

（高木植栽 $N=13$ 本、中低木植栽 $N=239$ 本、芝張 $A=277.3\text{m}^2$ ）

園路広場整備工

（舗装工 $A=600.7\text{m}^2$ 、縁石工 $L=289.2\text{m}$ 中央階段 $N=2$ 箇所）

給排水設備工

（給水管 $L=25.4\text{m}$ 、集水桝 $N=6$ 箇所、排水管 $L=62.4\text{m}$ 、污水管 $L=18\text{m}$ ）

サービス施設工

（ベンチ $N=3$ 基、縁台 $N=2$ 基）

電気設備工

(引込柱N=1基、分電盤N=1基、照明灯N=3基、フットライトN=4基)

建築施設工

(四阿(□3.0m×H2.35m)N=1基)

トイレ

(3.025m×2.325m×H2.270m)N=1基

既存に整備されていた公園駐車を撤去・造成し公園施設の再整備を行う。

(2) 工事受注者

半澤建設株式会社

【第1回目で落札】

「事後審査型一般競争入札（2者参加）、総合評価落札方式、
予定価格事後公表、電子入札」

(3) 設計・施工監理

設計：日本工営都市空間株式会社（旧 玉野総合コンサルタント(株)）

施工監理：直営

(4) 事業費

設計金額（税込） 79,940,300 円

請負金額（税込） 68,200,000 円（うち消費税及び地方消費税 6,200,000 円）

落札率 85.31%

(5) 工事期間

令和6年8月16日から令和7年3月28日まで

(6) 進捗状況（令和6年11月末日現在）

計画出来高 46.2% 実施出来高 49.1%

【計画より2.9%早い】

(7) 工事監督員

当該工事受注者に書面で通知し適正であった。（建設業法第19条の2第2項）

本工事に任命されている監督員は3名体制で、総括・主任の権限分担も監督員要領に記載されており、適正であった。

都市建設部 公園緑地課 総括監督員

栞 川 幸 詩

主任監督員

酒 井 健 一

専任監督員

泉 太 基

4 調査所見

4-1 書類関係

(1) 地方自治法金銭的保証制度（地方自治法第234条の2関係）として、履行保証制度^{※1}の活用が図られている。なお、契約保証金については、「みよし市工事請負契約約款」のとおりであり適正に施行されていた。

ア 契約保証

6,820,000 円

【東日本建設業保証株式会社 請負金額の10%以上】

※1 履行保証制度は、「金銭的な保証」と「役務的な保証」に分けることができます。「金銭的な保証」は、受注者の債務不履行に伴い、発注者の経済的損失を金銭的に填補するものです。契約保証金の納付のほか、国債等の有価証券の提供または保証事業会社や金融機関の保証、履行保証保険、履行ボンドなどが認められています。

イ 前払金保証について、工事請負契約約款のとおりであり適正に施行されていた。

令和6年度分 13,640,000 円

【東日本建設業保証株式会社 請負金額の40%以内】

(2) 入札状況について

2者参加の一般競争入札、予定価格事後公表、電子入札であり、適正に執行されていた。

「みよし市一般競争入札に関する事務取扱要領」、「みよし市工事等電子入札実施要領」に基づき適正に執行されていた。

【土木一式工事】

- ・ 公告日 令和6年7月 4日
- ・ 参加申請期間 令和6年7月 4日～令和6年7月24日
- ・ 入札書受付 令和6年7月30日～令和6年7月31日
- ・ 開札日 令和6年8月 1日

ア 見積期間：令和6年7月5日（公告翌日）～令和6年7月31日であった。

建設業法第20条第4項、建設業法施行令第6条第1項第3号に規定された予定価格5,000万円以上の必要な見積期間（15日間）が確保されていた。

（公告翌日～応札期間27日）適正であった。

イ 低入札対象工事に該当した場合の措置を一考すること。

抜 粋

ダンピング対策の更なる徹底に向けた 低入札価格調査基準及び最低制限価格の見直し等について
総行第 77 号 国不入企第 38 号 令和 4 年 3 月 9 日

各指定都市市長 殿 （財政担当課、契約担当課扱い）

ダンピング対策の実効性の確保について

ダンピング受注の防止を徹底するため、下記の措置等を講ずることにより、ダンピング対策の実効性を確保すること。

- ・低入札価格調査制度の適切な活用を徹底することとし、その実施に当たっては、一定の価格を下回る入札を失格とする価格による失格基準を積極的に導入・活用するとともに、その価格水準を調査基準価格に近づけ、これによって適正な施工への懸念がある建設業者を適切に排除することなどにより、制度の実効性を確保すること。

- ・国土交通省直轄工事においては、工事の品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査し、評価する総合評価落札方式として、「施工体制確認型総合評価落札方式」を導入し、ダンピング受注の防止を徹底しているところであり（別添 3 参照）、この取組も参考に、総合評価落札方式による入札において競争参加者の施工体制を適切に評価することにより、ダンピング受注の防止を徹底すること。

5 配置予定技術者	「工事希望票兼監理技術者等調書」の配置予定技術者欄に記入した主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）及び現場代理人以外の者で、監理技術者等と同等の資格要件及び雇用関係を満たす技術者（以下「増員の技術者」という。）が、専任で1名増員配置されているか。 自社社員であるか。 監理技術者等及び増員の技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者か。 その他、技術者が適正に配置されているか。	様式-5 経歴書(学歴、職歴、資格等)並びに資格要件及び調査対象者との雇用関係を確認できる資料(監理技術者資格者証等の写し及び健康保険証等の写し)、職歴記載工事のコリンズ登録内容確認書及び工事成績評定書、資格者証等
-----------	---	---

(3) 契約関係書類

工事請負契約書は、「みよし市工事請負契約約款（土木工事用）」（令和 5 年 4 月 1 日改定）に基づき適正に作成されていた。

(4) 現場代理人・主任技術者通知書及び工事下請負届等

現場代理人・主任技術者及び関係書類は適正に作成され、整備されていた。

工事下請負届は、施工体系図を作成添付し、建設業許可の写しとともに整理され、見やすくファイリングされており適正であった。

(5) 建設業退職金共済に関する書類

建設業退職金共済制度※²への加入がなされ、掛金収納書（原本）が添付されていた。受注者は、建設業退職金共済制度へ加入しており適正であった。

※2 建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）は、**建設現場で働く労働者の福祉の増進と雇用の安定を図り、もって建設業の振興に寄与することを目的として「中小企業退職金共済法」に基づき創設された退職金制度である。**

建設業の事業主が勤労者退職金共済機構と退職金共済契約を結んで共済契約者となり、被共済者である建設現場で働く労働者の共済手帳に働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を貼り、当該労働者が建設業界で働くことをやめたときに、**機構が直接労働者に退職金を支払うという業界退職金制度**となっている。

上記の目的を達成するためには、建設業を営む多くの事業主が本制度に加入するとともに、本制度の被共済者である労働者に共済手帳が確実に交付され、共済証紙が適切に貼付されることが必要である。

なお、県等では、入札参加に当たって必要とされる経営事項審査において、建退共制度への加入の有無を加点評価するとともに、発注工事の設計金額の積算にあたって、共済証紙の費用を現場管理費に含めるなどの措置を講じ、本制度の促進を図っている。

(6) 工事保険契約

労働災害保険、賠償責任保険等に受注者が加入しているとのことである。

工事請負契約約款第 57 条（火災保険等）より、その他保険に付した場合は、監督員に「提示」、「通知」と記載している。

付した保険証券等の控えを提出させる方が、リスク管理として望ましく確認をお願いする。

4－2 設計・積算に関する書類

【設計方針】

三好公園南端にある本区域1.88haは、「みよし健康の道」の休憩基地として整備し、三好池を周回する来訪者の快適性を向上することを方針として整備する。

また、どこでも、誰でも、自由に、使いやすくを方針として、おもいやり駐車場、トイレの整備やインクルーシブ遊具の設置を計画している。

ア 特記仕様書

特記仕様書は、施工条件明示も含め適正に作成されていた。

イ 設計参考図書

【土木実施設計に使用した基準、指針】

No	図書の名称	著者	発行年月日
1	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン	国土交通省 公園緑地・景観課	平成24年3月
2	みんなのための公園づくり	(社) 日本公園緑地協会	平成29年3月
3	都市公園技術標準解説書	(社) 日本公園緑地協会	令和元年6月
4	道路構造の手引き	愛知県建設部	平成23年4月
5	都市公園における遊具の安全確保に関する指針	公園緑地・景観課	平成26年6月
6	遊具の安全に関する基準JPFA-SP-S:2014	(社) 日本公園緑地協会	平成26年6月

(2) 積算に関する書類

ア 積算

積算基準は、愛知県建設局発行の「積算基準及び歩掛表その1、その2」に基づくシステムを導入し、「県設計単価表」及び市販刊行物の「建設物価」「積算資料」「土木コスト情報」「土木施工単価」にて適切に算出されていた。

物価資料によらない場合の単価については、原則として3者以上から見積り徴取し、平均値を出し上下30%範囲内での平均見積価格を本工事採用単価としていた。愛知県建設局発行の「積算基準及び歩掛表」の価格決定方法に準拠しており、適正であった。

イ 積算参考資料

【土木積算参考図書】

No	図書の名称	著者	発行年月日
1	積算基準及び歩掛表（その1）	愛知県建設局	令和5年10月
2	積算基準及び歩掛表（その2）	愛知県建設局	令和5年10月
3	建設物価	(一財) 建設物価調査会	令和6年6月
4	積算資料	(一財) 経済調査会	令和6年6月
5	土木コスト情報	(一財) 建設物価調査会	令和6年4月
6	土木施工単価	(一財) 経済調査会	令和6年4月
7	下水道用設計標準歩掛表	(公社) 日本下水道協会	令和5年10月
8	造園修景積算の手引き	(一財) 建設物価調査会	令和5年4月
9	業者見積り		

【単価・歩掛の無い場合の取扱】

愛知県の建設工事 設計・積算参考資料により

3者の見積りを徴取し、平均値を採用している。ただし、平均する際に異常値と判断された見積りに関しては省いている。

【数量算出・設計書の照査方法】

当該工事の設計調査業務の際に、設計コンサル事務所による照査を行っている。また、併せて、工事の発注の為の設計書作成の際、みよし市職員（設計者及び検算者）による照査を行う。

(3) 設計内訳書

提出された「設計内訳書」をチェックしたところ、内容に不備なく整備され、適正であった。

4-3 施工に関する書類

(1) 関係諸官庁への届出

特定建設作業の実施届出書等の提出をはじめ、必要な諸手続きは、的確に実施され、関連書類は適正に整備、保管されていた。

確認済証を確認した。（確愛R06第0202号建確）適正であった。

(2) 施工体系図及び施工体制台帳

施工体系図は適正に提出させ、整備、保管されていた。

施工体制台帳は、全建統一様式に基づき適切に作成させていた。

【参考】

- 施工体制台帳の記載内容と添付書類（建設業法施行規則第14条の2）
- 公共工事では、作成した施工体制台帳の写しを発注者へ提出しなければならない。
（公共工事の入札契約適正化法第15条第2項）
- 公共工事においては、H27.4.1以降契約を行った工事で、工事を施工するために下請契約を行った場合には、施工体制台帳を作成しなければならない。
（公共工事の入札契約適正化法第15条第2項）
- 工事中は、工事現場に備え置くことが義務づけられている。
- 帳簿の添付書類として、工事完了後は5年間（発注者と締結した住宅を新築する建設工事に係るものにあつては10年間）保存することが義務づけられている。
（建設業法第40条の3、建設業法施行規則第26条第2項ハ、同施行規則第28条）

(3) 工事カルテ

工事カルテの作成と（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）のCORINS（工事実績情報システム）登録が行われていた。

関連書類は適正に整備、保管されていた。

(4) 工程管理

施工計画に実施工程表が作成、整備されており適正であった。

(5) 履行報告書

月ごとの進捗出来高を工事履行報告書で提出させていた。

計画出来高と実施出来高は、工程表で色分けし適切に進捗出来高数値を把握していた。

(6) 施工計画書

施工計画書は、仕様書に基づき作成させ、提出させていた。

(7) 工事材料関係の書類

工事用材料使用承諾願などは工事受注者から、監督員に提出させ、適正に整備、保管されていた。また、材料の品質を証明する使用材料調書も受注者から監督員に提出させ、整備、保管されており適正であった。

鉄筋、材料納入書（納入数量、ミルシート等）整理しておくこと。

4-4 建設廃棄物処理に関する書類

(1) 廃棄物処理計画書の整備、収集運搬業者及び処理業者との契約など適正に実施されていた。

(2) 産業廃棄物管理票（マニフェスト票）は、確認しなかったが「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」などに遵守した再生資源実施計画書が提出されていた。

竣工書類検査段階で、設計書、マニフェストの最終確認を行い、運搬状況写真、処分地写真を確認することである。

(産業廃棄物、土捨の処理関連の管理)

No	項 目	産 業 廃 棄 物		土 捨	
1	産業廃棄物種類	鋼材・木材	Co, As殻		
2	委託契約書(有/無)	☒	☒		
3	処分業許可証(有/無)	☒	☒		
4	収集・運搬業許可証(有/無)	☒	☒		
5	処分地・運搬経路図(有/無)	☒	☒		
6	マニフェスト管理(有/無)				

(3) 受注者は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第5条第2項」に該当するため、「建設副産物情報交換システム-COBRIS-」等を利用し、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、提出させていた。

「建設副産物情報交換システム-COBRIS-」登録証を提出させて頂きたい。

- ・再生資源利用計画書—建設資材搬入工事用—
建設副産物情報交換システム【工事ID番号 12379033】を確認した。
- ◇建設廃棄物処理委託契約書：契約控えを確認した。

【参考】愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱

（リサイクル状況の集約への協力）

第16条 リサイクル状況の集約を容易にするため、請負者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の内容を COBRIS に登録し、工事登録証明書を作成し、発注者に提出するものとする。

2 発注者は、工事登録証明書を受領した時には、チェックリストによりエラーがないことをシステム上で確認することとする。

3 あいくる材の使用状況を集約するため、請負者は、あいくる材使用状況報告書とあいくる材使用実績集約表をあいくるのホームページからダウンロードした電子データを用いて作成し、電子データで提出するものとする。

4-5 安全管理に関する書類

- (1) 施工計画書より安全管理のための組織図、緊急時連絡体制図など整備されていた。
- (2) 作業員への安全管理は、朝礼、ミーティング及びKY活動記録で作業員に周知徹底がなされていた。
- (3) 玉掛けロープの点検記録及び消火器を設置しておくこと。

(工事管理記録、安全管理標識掲示：実施中項目に□印)

工事管理記録	安全管理の会議・現場での標識掲示
日報・週報・ ☐ 月報 品質管理・出来型管理・納品管理 グリーン購入法適合製品の購入 ☐ 打合せ簿・指示書・ ☐ 実施工程管理表 工事写真帳	朝礼・安全会議記録 安全パトロール記録 新規入場者教育ノート ☐ 建設業許可票・ ☐ 労災保険成立票 ☐ 施工体制体系図・ ☐ 緊急連絡体制図 ☐ 建設業退職金共済制度適用事業主現場標識

4-6 現場施工状況調査における所見

- (1) 作業所において、作業員への指示、指導は適切に実施されていた。
KY記録、指示事項が記載され、作業員への適切な指示指導がなされていた。

(2) 工事の品質管理状況は、書面及び現場施工状況から判断して特に問題は認められなかった。

(3) 建設業法等による工事現場掲示物「愛知県現場必携1-13 (5)」より、請負業者への指導徹底をお願いする。

【参考 3】建設業許可票の記載方法に間違いがあった。

建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合（規則第25条、規則別記様式第29号）

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
主任技術者の氏名	専任の有無	専任	
資格名	資格者証交付番号	監理技術者の資格者証の番号	
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業			
許可番号	国土交通大臣 知事	許可()第 号	
許可年月日	横35cm以上		

縦25cm以上

記載要領

1. 「主任技術者の氏名」の欄は、監理技術者を配置する場合には、「監理技術者の氏名」とし監理技術者の氏名を記載
2. 「専任の有無」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者の専任を要する場合には、「専任」と記載
3. 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条の第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格名を記載
4. 「資格者証交付番号」の欄は、専任を要する監理技術者を配置する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載
5. 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載
6. 「国土交通大臣」については、不要のものを消すこと。

（別添）

5 技術調査全般

本工事の書類及び現場を通じて、各種届出書や施工計画など、工事着手前、工事中に必要な書類は整備、保管されていた。

施工及び管理は、書類はもとより現場監理が大切である。

発注者監督員として、「施工監理プロセス、施工計画、段階確認検査、材料承認検査等（チェックリスト）一覧」など「チェックリスト」管理すると、より品質の高い工事目的物が施工される。

今回は全体のサンプリング監査であり詳細まで検証することができなかったが、安全管理体制の充実を図り、無事故、無災害での完成をお願いする。

以上